

福岡県ワンヘルス推進基本条例とワンヘルスの取組み

草場治雄[†]（公社福岡県獣医師会会長）



1 はじめに

福岡県獣医師会は、日本獣医師会の2010年活動指針「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」に基づき、2013年日本医師会との学術協定に呼応する形で、2013年12月、地方の獣医師会としては、初の学術協定を福岡県医師会と締結した。その後、ワンヘルスに関する取組みを行政と共にやってきた。

2016年11月に「第2回世界獣医師会・世界医師会ワンヘルスに関する国際会議」が福岡県北九州市で開催され、ワンヘルスの実践の礎となる「福岡宣言」が公表され、ワンヘルスの実践活動への契機となった。

折しも、新型コロナウイルス感染症をはじめ、世界で人獣共通感染症が多発し、人と動物の健康が脅かされ、生態系の変化が進む中で、ワンヘルスの実践は喫緊の課題となっている。福岡県においては、「福岡宣言」公表の地として、行政や議会、医師会や獣医師会などの関係機関が連携して、更なるワンヘルス推進が課題となっていた。

このような中、2020年6月24日、福岡県議会は「人獣共通感染症への対応力の強化に関する決議」を議決し、「条例の制定を含めワンヘルスを実践する仕組みの構築に取り組む」ことを宣言した。その後、藏内日本獣医師会会長の強いリーダーシップにより、同年12月18日に福岡県議会が全国に先駆けてワンヘルスを推進するための条例「福岡県ワンヘルス推進基本条例」（以下「条例」という。）を制定し、2021年1月5日に公布・施行した。条例では「動物と人の健康及び環境の健全性は一つのものである」というワンヘルスの理念に則り、県、市町村、関係団体等が果たす役割や基本方針が明確になるなど、関係機関が一体となってワンヘルスに取り組む方向性が示された。

本稿では、福岡県ワンヘルス推進基本条例を概説し、福岡県におけるワンヘルス活動の今後の展開・展望について報告する。

2 福岡県ワンヘルス推進基本条例について

(1) 条例制定の背景

条例には、前文が付されている。そこでは、狂犬病をはじめ、近年、国内外で大きな社会問題となった、新型インフルエンザ、牛海綿状脳症（BSE）、鳥インフルエンザ、エボラ出血熱、そして、コロナウイルスによる中東呼吸器症候群（MERS）及び重症急性呼吸器症候群（SARS）など、WHO（世界保健機構）で確認されているものだけでも200種類以上ある人獣共通感染症が多発する背景を次のように記述している。

こうした人獣共通感染症は、農耕や都市化による森林開発など、人による地球の生態系に影響を及ぼす行為が繰り返され、また、これが気候変動の一因になって生態系の崩壊が進み、その結果、人と野生動物の生存領域が変化し、近接したことから、動物の感染症に対する抵抗力を保有しない人にも伝播するようになったものとされている。

周知のとおり、人獣共通感染症が人から人に感染する能力を獲得すると、ほとんどの人が免疫を持たないため、スペイン風邪や今回のCOVID-19のように時に大規模な流行（パンデミック）となって人類に甚大な被害を及ぼしてきた。逆に人が持ち込んだ病原体がアフリカの野生のオオカミやマウンテンゴリラの大量死をもたらした事例も報告されている。

このような事実は、人の健康と動物の健康、そして環境の健康（環境保全）は、生態系の中で密接に連携し、相互に関連し合うひとつのもの（One Health）であり、人と動物（家畜、愛玩動物、野生動物の全て）の健康と環境の健全性を一体的に守るというワンヘルスの概念を、われわれに教えている。

前文は、続けて、この概念（理念）の歩みについて、次のように記述。

[†] 連絡責任者：草場治雄（公社福岡県獣医師会）

〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-4-29

☎ 092-751-4749 FAX 092-751-4751

E-mail: info@e-fukujyu.com



図1 2015年第1回世界獣医師大会・世界医師会ワンヘルスに関する国際会議（スペイン マドリッド）
左から横倉日本医師会会長，藏内日本獣医師会会長



図2 福岡宣言を採択 2016年第2回世界獣医師会-世界医師会“One Health”に関する国際会議（北九州市）
左から藏内日本獣医師会会長，ジョンソン・チャン世界獣医師会会長，ザビエル・ドゥー世界医師会元会長，横倉日本医師会（世界医師会）会長

そこで，人獣共通感染症の防疫等を推進するため世界獣医師会が発した「ベルリン宣言」（1993年）が端緒となり，世界保健機関（WHO）や国際獣疫事務局（OIE）等が公表した「動物と人及びこれを取り巻く環境が生態系の中で相互に連携しており，人の健康は生物多様性の中で維持できていることを踏まえ，感染症リスクの抑制を図る戦略的枠組みが必要である」とのワンヘルスに関する「マンハッタン原則」（2004年）を経て，2012年には，世界獣医師会と世界医師会がワンヘルスの理念に基づき連携する旨の覚書が締結された．その後，ワンヘルスの取組は，世界に広がっている．

このマンハッタン原則「One World - One Health」は，医学と獣医学の垣根を超え世界に広まることになったが，日本においても，（公社）日本獣医師会と（公社）日本医師会が締結した学術協定にワンヘルス実践の共同実施を盛り込み，2015年にスペイン（マドリッド）で開催された世界獣医師会と世界医師会による第1回ワンヘルス国際会議において，藏内日本獣医師会会長と横倉日本医師会会長が講演を行った（図1）．

両会長による報告が高い評価を得て，第2回国際会議の福岡開催が決定された．2016年に北九州市で開催された第2回世界獣医師会-世界医師会“One Health”に関する会議では，“One Health”の概念を検証し，認識する段階から，“One Health”の概念に基づき行動し，実践する段階に進む」との決意を表明し，4カ条からなる「福岡宣言」を採択・調印し，世界に発信した（図2）．

その後，「福岡宣言」誕生の地として，福岡県，福岡県議会，福岡県獣医師会及び福岡県医師会は，保健所設置市や学識経験者とも連携し，世界の先頭に立ってワンヘルスの理念を実践するさまざまな取組を推進してき



図3 人と動物の共通感染症シンポジウム(福岡県獣医師会)

た．例えば，人獣共通感染症対策やワンヘルスの課題に関する認識を深め，各分野の関係者で共有するためにシンポジウムを毎年開催してきた（図3）．

また，2020年10月には，福岡県獣医師会とワンヘルスを推進する民間団体が中心となって，福岡県筑後市にある九州芸文館において，幅広くワンヘルスを周知するため，酒井健夫日本獣医師会顧問のオンラインによる講演会の他，アニマルセラピーの実践，地産地鶏を使った食育教室など，ワンヘルスフェスティバルを開催した（図4）．

(2) 条例制定までの動き

2019年末から世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症に加え，近年頻発している自然災害，また高齢社会における愛玩動物との共生社会づくり等々，ワンヘルスを社会全体で実践していくことが喫緊の課題となってきた．

このため，横倉日本医師会会長と藏内日本獣医師会会長の「新型コロナウイルス感染症禍を踏まえた『ワンヘ



図4 ワンヘルスフェスティバル（福岡県筑後市 九州芸文館 2020年10月4日）

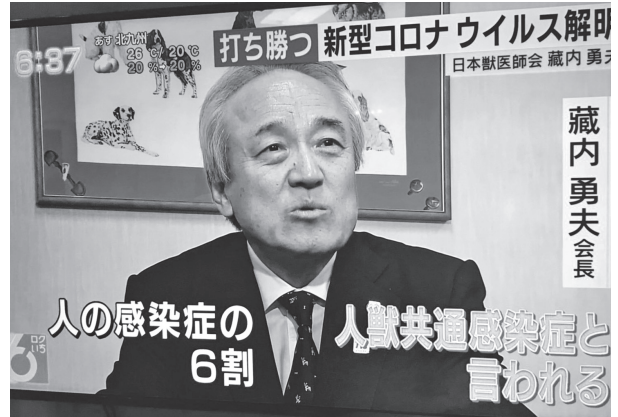


図6 地元NHKに出演した藏内日本獣医師会会長（2020年6月5日）



図5 2020年5月22日 日本医師会へのマスク贈呈及び日本医師会長とのワンヘルスの実践に関する共同声明の発表

左から玉木タマホーム会長，藏内日本獣医師会会長，横倉日本医師会会長，境日本獣医師会副会長兼専務理事



図7 福岡県議会議員提案政策条例検討会議で特別講演する藏内日本獣医師会会長（2020年7月22日）

ルス』の実践に関する共同声明」(図5及び別紙1)が同年5月22日に発せられ、また、6月5日には藏内日本獣医師会会長は地元のNHKに出演しワンヘルスの必要性を強く訴えた(図6)。

これらのことを踏まえ、2020年6月24日、福岡県議会は「人獣共通感染症への対応力の強化に関する決議」(別紙2)を決議し、「条例の制定を含めワンヘルスを実践する仕組みの構築に取り組む」ことを宣言した。

その後、福岡県議会議員提案政策検討会議が条例制定に向けて15回に及ぶ会議を重ねた。また、藏内日本獣医師会会長が、「One Healthの歩みと展望」との演題で県議会議員や県幹部に向けて講演を行い(図7)、12月11日の福岡県議会12月定例会において、ワンヘルス推進について一般質問がなされた(図8)。

このような関係者による一致団結したワンヘルスへの取組みにより、2020年12月18日、ついに「福岡県ワ



図8 福岡県議会で一般質問を行う藏内日本獣医師会会長（2020年12月11日）

ンヘルス推進基本条例」が議員提出議案として提出され同日制定、2022年1月5日に公布・施行された。

(3) 条例の概要

条例(文末に全条記載)は、前文と本文の第1条から第19条からなる。前文では、制定の経緯と、次世代までのワンヘルス活動の継続を目的とした条例意義を高らかに謳っている。

【第1～3条】

条例の趣旨やワンヘルス関連事項の定義、ワンヘルスの基本理念が述べられている。特に第2条の2項において「健康」を単に身体的な健康だけでなく、精神的、社会的に良好な状態というWHOの健康定義に基づいて、この条例における健康を定義したことは注目に値する。

【第4～8条】

県、市町村、医師、獣医師、医療関係団体、研究者、NPO等のワンヘルス関係団体それぞれの役割が下記のとおり明記されている。

① 県の役割

- ・県内のワンヘルス関係施策の総合的企画
- ・県の事務に係る施策の実施
- ・市町村の事務に係る施策との調整等

② 市町村の役割

- ・県の取組への協力
- ・ワンヘルス実践施策の自主的推進と県内におけるワンヘルス推進の取組みへの積極的な参画

③ 医師、獣医師及び医療関係団体の役割

- 医師、獣医師は、医療関係団体の活動を通じて、
- ・情報交換を促進し、連携して、ワンヘルスに係る研究体制と医学・獣医学教育の充実・強化に関する県の施策、取組等への協力に努める。
 - ・相互交流を促進し、ワンヘルスの実践（諸課題）に協力して取組むよう努める

【第9条】

ワンヘルスを「見える化」するため、その実践に関する次の6つの課題を具体的に明示している。これらの項目は、人獣共通感染症や薬剤耐性菌対策だけでなく、環境保護や人や動物の健康づくり、食の安全安心、農林水産物の地産地消といったワンヘルスに関係する幅広い項目にわたり実践の基本方針を示し、ワンヘルスの実践を促している。

① 人と動物の共通感染症対策

人獣共通感染症対策は、感染源、感染経路及び宿主それぞれの対策が基本となることを規定。新型コロナウイルス感染症では、獣医師が持つ動物のウイルスに関する知見をもっと活用すべきだったと言われているが、まさに医学、獣医学、環境等の各分野の連携が不可欠といえる。

② 薬剤耐性菌対策・薬剤の適正使用と管理

抗生物質等抗菌性薬剤の過剰使用により生まれた薬が効かない（効きにくい）薬剤耐性菌が国境を越えて拡散し、人と動物の健康に対する重大な脅威になっている。WHOの決議に基づく国際的連携の取組が必要である。

③ 環境保護

人間の活動による環境破壊は、直接、人獣共通感染症発生の原因になるだけでなく、気候変動や地球温暖化の原因にもなり、生態系や生物多様性の崩壊を加速させている。良い環境と生態系の中でこそ、人と動物の健康は維持されるものであることから、生物が住みよい環境を次世代に引き継いでいかなければならない。

④ 人と動物との共生社会づくり

愛玩動物が家族の一員、伴侶として重要な位置を占めることも多くなった。人には愛玩動物の健康を守る義務があるが、逆に、愛玩動物（馬等の家畜も含む。）が人の健康や生活の質の向上に貢献することも証明されており、アニマルセラピーの取組も進んでいる。一方で、虐待や過剰飼育による遺棄も多発しており、適切な飼育法の啓発と衛生管理が極めて重要である。また、野生動物との共存には、両者の棲み分けが不可欠となる。

⑤ 健康づくり

「健康」は、健康診断のデータも大事だが「肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも満たされた状態である」ことが重要である。そのための環境を整備し、人々が良好な自然環境の中で多様な動植物との関係を楽しみながら生活できるよう支援することが行政の役割といえる。

⑥ 環境と人と動物のより良き関係づくり

人の健康は、健全な環境の下で生産された健康な家畜や安全な農産物等を食することで維持されている。地産地消や食育を推進していくことが必要である。

【第10条】

ワンヘルスに関する県民等の理解を深め、基本理念にのっとった行動及び活動を促進するため、県民への啓発の反復・継続や児童または生徒の心身の発達段階に応じた方法によるワンヘルス教育の実施等、県民等の理解を図ることを県に求めている。

【第11～19条】

県に対し、ワンヘルスに関する行動計画の策定をはじめ、推進体制の整備、中核拠点の形成、協議・検討の場の設置、民間団体の登録と支援、関係者の人事交流、人獣共通感染症対策等の拠点の形成など、ワンヘルスの実践に必要な具体的な基盤整備を県に求めている。

3 ワンヘルスの実践に必要な基盤整備

このような、画期的な条例が制定・公布されたことから、福岡県獣医師会は、この条例の記載事項が確実に実施されるよう、今後、県をはじめとした関係機関との連携のもと、以下のような県が取り組むべきワンヘルスの基盤整備づくりに協力していく。

(1) 県実行計画の策定・公表

基本方針に則り計画的に各課題に取り組むため、県が実施すべき具体的な施策に関する計画の策定・公表を義務付け。

(2) 教育・啓発

基本理念に即した県民・事業者の活動を促進するため、県は、ワンヘルスに関するモデル教育の実施とモデル地区の整備を推進。

(3) ワンヘルスセンター

県民生活の現場でワンヘルス実践のさまざまな取り組みをリードするための拠点となるワンヘルスセンターを整備（中核拠点の形成）。

福岡県保健環境研究所（地方衛生研究所）の建替えに合わせ、ワンヘルスに関する機能を充実。併せて、家畜保健衛生所を全ての動物（家畜、愛玩動物及び野生動物）を所管する組織に改編した「動物保健衛生所」と連携。

(4) アジア防疫センター（仮称）

COVID-19と同様、国境を越えて侵入する感染症の多発が懸念されていることから、アジア各国と連携した防疫対策の拠点となる「アジア防疫センター（仮称）」を国の機関として福岡に誘致するための取り組み。

4 今後の福岡県のワンヘルスの方向について

(1) 第22回アジア獣医師会連合（FAVA）大会の開催

アジア獣医師会連合（FAVA）は、アジア・オセアニアの21カ国・地域の獣医師の連携と獣医学発展を目的にさまざまな活動を行っている。FAVAは、2年に1回、加盟国・地域の関係者が一堂に会するアジア地域で最も大規模で重要な獣医学に関するイベントを開催している。その22回目の大会が、2022年11月福岡市で開催することが決定している。この福岡大会の組織委員会では、

ワンヘルスを重要なテーマとして位置づけ、アジアにおける人獣共通感染症対策や、抗菌性薬剤の管理、家畜衛生、食の安全、環境保全などの議論・検討を行い、アジアだけでなく地球全体の安全・安心を構築している。福岡県獣医師会は、FAVAや日本獣医師会、九州地区獣医師会連合会と連携しながら、FAVA大会を成功させると共に、福岡県を更なるワンヘルスの拠点となるよう尽力する。

(2) ネットワーク形成

ワンヘルスは、人獣共通感染症や薬剤耐性菌対策だけでなく人と動物との共生社会づくりや健康、環境保全といった幅広い、かつ学際的で、しかも市民の参加も求められる社会的な実践と捉えている。このことから、医師会や獣医師会だけでなく、医療関係団体や教育、行政、企業、NPOといったさまざまな組織や関係者にワンヘルス活動への参加を促し、ネットワークを形成していく。

(3) 人材育成

今回の新型コロナウイルス感染症においては、多くの人々が真偽不明の情報の氾濫（インフォデミック）により惑わされ、不安に陥った。今後このようなことがないよう、正しい情報を読み取り、適切に対処することができるよう社会教育が必要と思われる。また、情報の提供側も、正確な提供の技能を向上しなければならないと捉えている。このことから、条例に基づき、県や県教育庁と連携をとりながら、社会人や大学生だけでなく、小中学校といった初・中等教育においても、保健衛生や生物、環境をワンヘルスの視点からわかりやすく指導し、子どもたちが理解していく取り組みを行っていく。

5 おわりに

2020年度は人類史に残る一年となるに違いない。新型コロナウイルス感染症は、私たちの社会のあり方を根本から見直し、変えることとなった。また、昨夏は日本各地で40℃を超える記録的な猛暑となり、他方、豪雨災害が全国で発生する等、環境被害が生じた一年でもあった。

また、先進国、特に日本では、人口減少や高齢社会に即した医療や福祉制度の再構築が必須であるとともに、各人が「健康」や「愛玩動物との関係」について再考する必要がある。このような時代に、福岡県においては、「福岡宣言」に続いて「ワンヘルス推進基本条例」が発せられ、ワンヘルスの先駆けとして位置付けられるようになってきた。そのような中で、福岡県獣医師会は、公益社団法人として、人と動物の福祉及び環境保全といった社会公益をさらに進展させ、社会貢献を鋭意努力していく所存である。

【別紙 1】

新型コロナウイルス感染症禍を踏まえた「ワンヘルス」の 実践に関する共同声明

新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界にまん延し、パンデミックとして人類を恐怖に陥れています。我が国においても感染者数が増加したことから、政府は、本年4月7日に7都府県を対象に緊急事態宣言を発令し、更に4月16日にはその対象を全都道府県に拡大しました。

日本医師会は政府の緊急事態宣言に先んじて4月1日に医療危機的状況宣言を発表し、医療現場の窮状を国民に訴えました。本感染症の影響は、国民が待望していた東京オリンピック・パラリンピックの開催延期など、日本国民はもとより世界人類の日常生活、経済活動をはじめ広範な分野に及び、今後も長期間にわたり継続することが懸念されています。

本感染症は、人から人への感染ばかりでなく、人から猫などの愛玩動物にも感染が見られる人獣共通感染症とされています。同様に、近年話題となったエボラ出血熱、SARS（重症急性呼吸器症候群）、MERS（中東呼吸器症候群）、新型インフルエンザ、狂犬病、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等の新興・再興感染症はいずれも動物由来の人獣共通感染症であり、その予防やまん延防止のためには人の医療と動物の医療の両側からのアプローチが必要とされています。

このような中で、世界では人の健康、動物の健康、環境の保全の三つの分野の関係者が一体となり、連携して対応する「ワンヘルス」の概念が普及しています。日本医師会と日本獣医師会はこのような状

況を踏まえ、2013年11月に「ワンヘルスに基づく学術協力の推進に関する協定書」を締結したことを契機に、全国の医師会と獣医師会が同様の協定書を締結し、全国的なワンヘルスの実践体制が構築されました。また、2016年11月には「第2回世界獣医師会－世界医師会ワンヘルスに関する国際会議」を福岡県で開催して、世界におけるワンヘルス活動の実践の礎となる「福岡宣言」を採択しました。

日本医師会と日本獣医師会は、今回の新型コロナウイルス感染症の防疫活動においても、医療資材の提供等を通じた連携・協力により、早期収束に向けて最大限の努力を傾注して参ります。更に、本感染症の経験及び度重なる動物由来の新興・再興感染症による世界的なパンデミックの歴史に学び、将来におけるパンデミックの再発を阻止するワンヘルスの実践活動を強化し、人と動物の両者の健康に係る課題の解決に向けて努力を重ねて参ります。

国民の皆様には、皆様の生活を支える医師と獣医師の活動に対し、今後一層のご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

令和2年5月22日

公益社団法人 日本医師会
会長 横倉義武

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫

【別紙 2】

人獣共通感染症への対応力の強化に関する決議

今、世界中で新型コロナウイルスが猛威を振るい、感染者と犠牲者が爆発的に増え続けている。

また、二十世紀初頭に大流行したスペイン風邪等の経験に照らし、今後、感染が一度収束に向かったとしても、第二波、第三波の感染拡大が危惧されており、さらに近年、MERS、SARSといった新たな感染症が次々と人類を襲うようになっている。これからの我々は、新型コロナウイルスや新たな感染症とともにある社会を生きていくものと覚悟し、感染症から人々の生命と健康を守り、その生活と経済へ

の影響を最小とするための備えを充実・強化していかなければならない。

新型コロナウイルスやMERS、SARSといった感染症は、人獣共通感染症（動物由来感染症）と呼ばれ、人の感染症の約六割を占めるが、人と動物の生活環境や自然環境の変化に伴い両者の関係がより近接したことから、抵抗力を持たない人に感染し、猛威を振るうようになったとされている。

このため、世界医師会と世界獣医師会は、人と動物の健康と環境の保全は密接に関連し合う一体のも

のであり、人獣共通感染症対策には、医学と獣医学の分野を超えて取り組まなければならないとの「ワンヘルス」の理念を掲げ、力を合わせた取組が始まっている。そして、平成28年11月には、「第2回世界獣医師会－世界医師会“One Health”に関する国際会議」が本県で開催され、ワンヘルスの実践の礎となる「福岡宣言」が出されたところである。

新型コロナウイルスによる現下の危機的状況の中、まさにこの「ワンヘルスの実践」による人獣共通感染症への対応力の強化が喫緊の課題となっている。医学と獣医学の知見を統合し、国連が推進するSDGs（持続可能な開発目標）の観点も踏まえて、人獣共通感染症に対する防疫対策の強化や予防及び治療に関する研究と診断体制の充実を推進し、これらの取組を担う人材を育成するとともに、人々がインフォデミック（真偽不明情報の氾濫）に惑わされず適切に対処できるよう、ワンヘルスに関する啓発も進めなければならない。

さらに、過去何度も人獣共通感染症が発生し、流行してきたアジア大陸に近く、玄関口とも呼ばれる地理的位置にある本県、そして九州にとって、水際で感染症の流入を阻止するための取組は避けることのできない責務である。よって、福岡県議会は、ワンヘルスの観点から感染症対策を一元的に担う組織体制の強化と所要の法改正を国に求め、アジアに向けた人獣共通感染症の防疫対策、研究等の拠点となるセンター機能を九州に誘致することを九州各県及び国に働き掛けるとともに、ワンヘルス宣言発出の地である本県が先頭に立って、条例の制定を含めワンヘルスを実践する仕組みの構築に取り組むことを宣言するものである。

以上、決議する。

令和2年6月24日

福岡県議会

【別紙3】

福岡県ワンヘルス推進基本条例

中東呼吸器症候群（MERS）、重症急性呼吸器症候群（SARS）、そして新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の人獣共通感染症は、人の感染症の中で約6割を占め、人がまだ免疫を保有せず、治療法が確立していないものも少なくない。また、新興感染症の多くは人獣共通感染症であり、時に爆発的に伝播し、大流行となって人に甚大な危害を及ぼしてきた。

こうした人獣共通感染症は、農耕や都市化による森林開発など、人による地球の生態系に影響を及ぼす行為が繰り返され、また、これが気候変動の一因になって生態系の崩壊が進み、その結果、人と野生動物の生存領域が変化し、近接したことから、動物の感染症に対する抵抗力を保有しない人にも伝播するようになったものとされている。

そこで、人獣共通感染症の防疫等を推進するため世界獣医師会が発した「ベルリン宣言」（1993年）が端緒となり、世界保健機関（WHO）や国際獣疫事務局（OIE）等が公表した「動物と人及びこれを取り巻く環境が生態系の中で相互に連携しており、人の健康は生物多様性の中で維持できていることを踏まえ、感染症リスクの抑制を図る戦略的枠組みが必要である」とのワンヘルスに関する「マンハッタン原則」（2004年）を経て、2012年には、世界獣

医師会と世界医師会がワンヘルスの理念に基づき連携する旨の覚書が締結された。その後、ワンヘルスの取組は、世界に広がっている。

このような状況の中で、2016年に本県の北九州市で開催された世界獣医師会と世界医師会によるワンヘルス国際会議において、ワンヘルスの理念から実践に移行させる礎となる「福岡宣言」が採択され、公表されたところである。

今、世界で人獣共通感染症が多発し、人と動物の健康が脅かされ、生態系の劣化が進む中で、ワンヘルスの実践は喫緊の課題となっており、本県は、福岡宣言の地として、先頭に立ってこれを進めることが求められている。

よって、ここに、ワンヘルスの実践の仕組みを構築し、県民及び県民が愛護する動物の命と健康並びに環境の健全性を一体のものとして守り、その活動を次世代に継承していくため、この条例を制定する。

【趣旨】

第一条 この条例は、本県においてワンヘルスの理念に基づく行動又は活動を推進し、人獣共通感染症対策をはじめとするワンヘルスの理念の実践に関する課題に取り組むため、ワンヘルスの実践に係る基本理念、基本方針及びその基盤となる措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

[定義]

第二条 この条例において「ワンヘルス」とは、人と動物の健康及び環境の健全性はひとつのもの、すなわち「健康は一つ」であるとの概念又は理念をいう。

2 この条例において「健康」とは、身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることをいう。

3 この条例において「人獣共通感染症」とは、人と人以外の動物の間で感染し、又は双方に寄生する病原体により伝染する人と動物に共通の疾病又は感染症をいう。

[基本理念]

第三条 人と動物及びこれを取り巻く環境は、生態系の中で相互に関連し、影響し合う一体のものであることから、何人も、これらをワンヘルスとして守り、次世代につなげることを旨として行動するものとする。

2 前項の基本理念にのっとり行動するに当たっては、何人に対しても、その健康状態に関する気持ち又は価値観を尊重し、自主的な取組を支援することを旨とするものとする。

[県の役割]

第四条 県は、基本理念にのっとり、ワンヘルスの実践に関し、県において実施されるべき施策の総合的な企画及び県の所掌事務に係る施策の実施並びに市町村の所掌事務に係る施策との調整等を行うものとする。

2 県は、県民のワンヘルスに関する理解を促進するため、県民及び事業者に対する啓発及び児童又は生徒に対する教育を推進するものとする。

3 県は、ワンヘルスの理念の普及又は実践に取り組む住民の団体、ボランティア等を育成し、及び支援するものとする。

[市町村の役割]

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、第四条各項に定める県の取組に協力し、又は所掌する事務に係るワンヘルスの実践に関する施策を推進することにより、県におけるワンヘルス推進の取組に積極的に参画するよう努めるものとする。

[医師、獣医師及び医療関係団体の役割]

第六条 医師及び獣医師は、基本理念にのっとり、医療関係団体の活動等を通じてワンヘルスの推進に関する情報交換を促進し、ワンヘルスに係る研究体制並びに医学教育及び獣医学教育の充実・強化に連携して取り組むなど、この条例に基づく県の施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

2 医師及び獣医師は、基本理念にのっとり、医療関係団体の活動等を通じて相互交流を促進し、ワ

ンヘルスの推進における諸課題に協力して取り組むなど、ワンヘルスの実践に自主的に取り組むよう努めるものとする。

[研究者、研究機関等の役割]

第七条 医学、獣医学、環境科学その他ワンヘルス推進における諸課題に関わる学術分野の研究者、研究機関等は、基本理念にのっとり、又はこれに配慮して、その研究活動を進めるよう努めるとともに、ワンヘルス推進への寄与が期待される研究及び知見に関し、県又は県が第十四条の規定により整備するワンヘルスの中核拠点等との連携及び情報共有に協力するよう努めるものとする。

[ワンヘルス関係団体の役割]

第八条 ワンヘルスに関連する活動を行う団体は、基本理念にのっとり、第四条各項の規定による県の取組及び第五条の規定による市町村の取組に協力し、又はその創意の下に先導的なワンヘルス推進活動に取り組むよう努めるものとする。

[ワンヘルス実践の基本方針]

第九条 県、市町村その他第六条から第八条までに規定する者又は団体並びに県民及び事業者がワンヘルスの実践に取り組むに当たっては、基本理念にのっとり、次の各項に掲げる課題に関し、当該各項に規定する基本方針の下に行動し、又は活動するよう努めるものとする。

2 人獣共通感染症対策は、人、動物及び環境の各分野における専門的かつ科学的な知見と根拠に基づき、感染源、感染経路及び宿主それぞれに関する対策を研究し、及び講ずること並びに人獣共通感染症に対する県民の理解を深め、適切な対応を可能とすること等により、人獣共通感染症から県民の生命と健康その他の人権を守ることを旨として推進するものとする。

3 薬剤耐性菌対策は、抗菌性薬剤の過剰使用に起因して薬剤耐性菌が増加し、国境を越えて人と動物の健康に対する重大な脅威となっている状況を踏まえ、薬剤の適正使用等の取組について、世界保健機関（WHO）を中心とした国際的な連携及び協力の下に推進するものとする。

4 環境保護は、過剰な森林の伐採や化石燃料の大量消費等の人間活動が一因となった気候変動及び都市化の進展等により、生態系が劣化し、森林の中で生息していたウイルス等の微生物と人間が遭遇する契機となったとされていることから、調和のとれた自然環境の保全と生物の棲み分けの維持が人と動物の健康の維持及び生活環境の保全に不可欠であることを踏まえて推進するものとする。

5 人と動物の共生社会づくりは、次の各号に掲げ

る観点を踏まえて推進するものとする。

- 一 現代社会において、愛玩動物が家族の一員となり、人の心の健康づくりや生活の質の向上に貢献していることから、医療、福祉、教育等、様々な分野で愛玩動物を広く活用するとともに、虐待や不適切な飼育と健康管理による愛玩動物への危害及び周辺的生活環境への被害を防止することにより人と愛玩動物の関係をより良く保つこと。
 - 二 災害発生時等、人と愛玩動物の救助が必要な事態に備え、救助犬を活用した人の救助活動や愛玩動物の避難及び救護等を迅速に実施できる体制を整備すべきこと。
 - 三 人と野生動物については、野生動物の生態や行動を理解し、適正に棲み分けることにより、共存を図る必要があること。
- 6 健康づくりは、人及び動物が皆、身体的、精神的及び社会的に良好な状態で生きることができるとする生活環境の整備を促進し、誰もがスポーツを様々な形で楽しんだり、調和のとれた自然環境と多様な動植物との関係の中で主体的に生きることができるよう支援すること等を旨として推進するものとする。
- 7 環境と人と動物のより良い関係づくりは、人の健康は、健全な環境の下で生産された健康な家畜その他の安全な農林水産物等を食することで維持されること及び次の観点等を踏まえて推進するものとする。
- 一 人の健康に有益な働きをする細菌の活用
 - 二 生産者と消費者の結び付きを深め、食の重要性や農林水産物の役割及び意義に対する理解の促進に寄与する地産地消（その地域で生産されたものをその地域で消費し、又は利用することをいう。）の推進
 - 三 消費者が「食」に対する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な生活を実践することができるようにする「食育」の推進
 - 四 生産及び消費における環境への負荷の低減

[県民及び事業者の理解の促進]

- 第十条 ワンヘルスに関する県民及び事業者の理解を深め、基本理念にのっとった行動及び活動を促進するため、知事は、広く県民及び事業者に対する啓発活動を反復し、将来にわたり継続するものとする。
- 2 知事は、教育委員会及び私立学校等の関係者と連携して、野外活動等の体験活動を導入し、実践事例の成果等に基づき、ワンヘルスについて考え、理解する力を養うことを目的として作成され

た教育教材による授業を行う等、児童又は生徒の心身の発達段階に応じた方法によるワンヘルス教育の実施を促進するものとする。

- 3 前二項の規定による啓発又は教育を行うに当たっては、知事は、基本方針に従った行動及び活動や環境の実例を学び、又は体験することができるモデル地区を整備することにより、教育委員会は、指定した学校において、児童又は生徒に対しワンヘルスに関するモデル的な教育を第六条及び第八条に規定する団体等との連携の下に実施する等により、県民等の理解の促進を図るものとする。

[県行動計画の策定]

第十一条 知事は、第九条の基本方針を具体化し、及び基本方針に基づき実施する県の施策又は取組に係る行動計画（以下「県行動計画」という。）を定め、公表するものとする。

[実施状況の公表]

第十二条 知事は、毎年度、県行動計画に基づき県が実施した施策等の状況を公表するものとする。

[推進体制の整備]

第十三条 知事は、ワンヘルスの実践が幅広い分野に及び、県の組織が一体となって県行動計画を策定し、執行することが必要であることを踏まえ、ワンヘルスに関し県の各部局が分掌する事務を横断的に統括し、処理することができる体制の整備に努めるものとする。

[ワンヘルス中核拠点の形成等]

第十四条 知事は、県行動計画に定めるところにより、基本方針に従いワンヘルスを実践する広域のかつ中核的な拠点として、人と全ての動物の健康及び環境の保全に関する事務を分担処理し、並びにこれらに関する試験検査、分析測定、調査研究等を行う組織体制の整備を推進するものとする。

2 知事は、前項の規定により整備する拠点において、医療関係団体、研究機関及び第八条のワンヘルス関係団体との連携の下に、前項に掲げる事務又は試験検査等に従事する人材を育成するものとする。

3 知事は、第一項の規定により整備する組織体制と県の各部局及び出先機関がワンヘルスの実践に向けて連携するとともに、事業者、第七条の研究機関等とも連携し、総合的かつ創造的なワンヘルスに関する取組が促進されるよう努めるものとする。

[ワンヘルス推進に係る協議・検討の場]

第十五条 知事は、この条例に基づき本県のワンヘルス実践の取組を円滑に推進するため、別に定めるところにより、県、国の関係機関、市町村、第六条及び第七条に規定する者等による継続的な協議・検討の場を設けるものとする。

[ワンヘルス推進事業者の登録等]

第十六条 知事は、本条例の趣旨に賛同してワンヘルスの推進に取り組む旨を宣言した事業者を登録し、登録事業者に対し、ワンヘルスに関する県の施策、関係者及び他の事業者の取組等の情報を提供するなど、事業者のワンヘルス実践の取組及び事業活動への活用等を促進するものとする。

[ワンヘルス実践団体等の支援]

第十七条 県は、ワンヘルスの実践に関する活動を行う団体等のうち、県及び市町村との適切な役割分担の下に県行動計画の実施に参画できると認められる団体等の活動に対し、必要な支援を行うことができるものとする。

[ワンヘルスに係る危機対応力の強化]

第十八条 知事は、第十三条及び第十四条の規定により体制を整備するに当たっては、県の内部における、又は外部との短期的な人事交流、外部の専門的知見を有する者の積極的活用、業務委託等の柔軟かつ多様な人事管理手法を併用する等、人獣共通感染症その他のワンヘルスに対する危機への組織的な対応力を強化するよう努めるものとする。

[人獣共通感染症対策等の拠点の形成]

第十九条 知事は、第九条第二項の規定の趣旨を踏まえ、人獣共通感染症に対する広域的かつ総合的な対応力を高めるため、国、県及び民間の人獣共通感染症に関する予防、防疫、情報発信、調査研

究等に関する機能並びにこれらの取組を担う人材の育成に関する機能等を集積させることにより、アジア各国及び九州各県の自治体、医療機関、大学及び研究機関と広域的に連携して人獣共通感染症対策等を総合的に先導する拠点を形成するよう努めるものとする。

- 2 知事は、前項の拠点を形成するに当たっては、その検討の段階から、誘致又は設置する防疫関係施設等及びその運用、研究等に関する情報を、広く地域住民その他の関係者に提供し、並びに説明、意見交換等を行うことにより、その理解を促進するよう努めるものとする。

附 則

[施行期日]

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

[この条例の見直し]

- 2 この条例は、その運用状況、ワンヘルスに関する自然及び社会の状況、我が国及び世界におけるワンヘルスへの取組状況等を勘案し、適宜、適切な見直しを行うものとする。

[検 討]

- 3 第九条第二項の人獣共通感染症対策については、この条例の趣旨にのっとり、我が国における人獣共通感染症の発生状況及び必要となる対策等を検討し、その結果に基づいて、条例の制定を含め所要の措置を講ずるものとする。